

外来医療計画の策定について

健康福祉部医療整備課

1 趣旨

- 平成30年7月に医療法が改正され、本年度中に保健医療計画の一部として、外来医療計画を策定することとなった。

2 概要

- 地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、都市部に偏っている。また、医療機器の共同利用等、連携の取組みも個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている。こうした状況を是正するために計画として策定するもの。
- 計画期間は来年度から現保健医療計画終期の令和5年度までの4年間。

3 主な内容

(1) 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 二次医療圏ごとの外来医療機能の偏在、不足等を客観的に把握するために、診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標^{*1}として可視化。
- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定。(岐阜県では岐阜圏域のみ)

■ 外来医師偏在指標

圏域等名	外来医師 偏在指標	全国順位	
岐 阜	113.6	70	外来医師多数区域
西 濃	95.6	177	
中 濃	92.0	206	
東 濃	91.2	213	
飛 騨	86.0	247	
全 国	106.3	—	

※全国の医療圏：335圏域

(2) 新規開業者等に対する情報提供

- ・二次医療圏ごとの外来医療に関する情報を明示するとともに、現時点で不足している外来医療機能について分析。
- ・外来医師多数区域（岐阜圏域）における新規開業者に対しては、地域で不足している外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生）を担うよう要請。
※応じない場合は、地域医療構想等調整会議において、その理由を説明

(3) 医療機器の配置状況、保有状況に関する情報提供

- ・二次医療圏ごとの医療機器の配置状況を指標化し、可視化。

(4) 医療機器の共同利用の促進

- ・医療機関が対象とする医療機器^{※2}を購入する場合に共同利用計画の作成を求める。
※共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想等調整会議で確認

※1 国が定める計算方法により、国が算定し県に提示

※2 CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ